

## 欧州人権裁判所

## 第一部

## アナニエフほか対ロシア事件

(申立番号42525/07及び60800/08)

## 判決

ストラスブール

2012年1月10日

甲A98の1 59頁赤線部分

197. . . . 裁判所はこれまで多くの判決において繰り返し判示してきたとおり、無罪の推定及び自由を原則とする推定の双方に照らせば、勾留は原則ではなく例外でなければならず、かつ、最後の手段としてのみ用いられるべき措置である（多くの判例のうち、とりわけ *McKay v. the United Kingdom* [大法廷]、no. 543/03、41段落、ECHR 2006-X 参照）。

甲A98の1 60～61頁赤線部分

199. 懸念されるのは、同一期間において、裁判所による拘禁命令の請求の認容率が、当該請求件数全体が減少しているにもかかわらず、恒常的に極めて高い水準に維持され、変動がみられなかった点である。実際、2007年から2010年にかけて、ロシアの裁判所は、捜査機関が身柄の拘禁を求めた事案の九〇パーセントを超える割合でこれを命じ、さらに勾留延長の請求については約九八パーセントの割合でこれを認容していた。実質的には、検察官による拘禁措置の請求が却下されたのは被告人の約一〇人に一人にすぎず、また、勾留された被告人のうち、公判開始前に釈放された者は五〇人に一人にとどまっていたことを意味する。

200. 裁判所は、その立場において、適切な理由付けを欠いたまま過度に長期化した未決勾留に起因するロシア司法制度の機能不全を既に認定している。22002年の *Kalashnikov* 判決以降現在に至るまで、裁判所は、国内裁判所が、申立人に対する拘禁を延長するに当たり、主として公訴事実の重大性に依拠し、同一の定型的文言を用い、具体的事実に言及すること

なく、かつ自由の剥奪を伴わない他の予防措置を検討することもなくこれを行ったロシアに対する八〇件を超える事案において、条約第5条第3項に基づく合理的期間内に裁判を受ける権利又は公判係属中に釈放される権利を保障する義務の違反を認定してきた……。裁判所は、とりわけ、「理由付けの欠如は、偶発的又は一時的な懈怠ではなく、むしろ釈放請求を処理するに当たっての常態化した運用であった」と指摘した……。

201. 刑事手続の公判前段階における拘禁措置の不当かつ過度の利用は、ロシアにおける構造的問題として、閣僚委員会によっても指摘されている。

#### 甲A98の1 62頁赤線部分

202. ……裁判所は、自由の剥奪を優先的な予防措置として用いる現在の傾向は、ロシア刑事訴訟法典の関連規定が、条約第5条から導かれる要請を明示的に反映するよう改正されない限り、是正され得ないことについて強い疑念を抱く。裁判所が一貫して判示してきたとおり、これらの要請の第一は、あらゆる場合において釈放を原則とする推定が働くべきであり、勾留は原則ではなく例外的措置でなければならないという点である。有罪判決に至るまでは被告人は無罪と推定されなければならないと、被告人は、検察当局が収集した具体的事実及び証拠に照らして、(i) 犯罪を行ったとの合理的な嫌疑が存在すること、(ii) 逃亡し、再犯し、司法手続を妨害し、又は公共の秩序を害する重大な危険が存在すること、及び (iii) これらの危険が、保釈又は自由の剥奪を伴わない他の予防措置の利用によっては十分に軽減され得ないことが、説得的に立証された場合にのみ、勾留され得る（……）。